

(ews 編集発行人

パワーアライアンス税理士法人 税理士 若 杉

〒151-0073

東京都渋谷区笹塚3-37-1 第1花井ビル2F

TEL 03 (5365) 4744代 FAX 03 (5365) 4745 E-mail info@wakasugi.zei-mu.ne

(文月) JULY 18日・海の日

| | 一月一 | 一火一 | 一水一 | 一木一 | 金 | - |
|-----------|-----|-----|-----|-----|----|-----------|
| 0 | ۰ | ۰ | ۰ | 0 | 1 | 2 |
| 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| <i>10</i> | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | <i>16</i> |
| <i>17</i> | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | <i>23</i> |
| 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | <i>30</i> |
| 31 | | | | | | |

ワンポイント 海の日

海の日は、7月の第3月曜日で、「海の恩 恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を 願う」と、国民の祝日に関する法律(祝日法) に、その意味が書かれています。平成7年の 祝日法改正により、翌8年から実施。当初は 前身である海の記念日の7月20日でしたが、 平成15年から現行に改められています。

7月の税務と労

税/6月分源泉所得税の納付

7月11日

税/納期の特例を受けた源泉所得税(1月~6月分)の納付

7月11日

税/所得税予定納税額の減額承認申請 7月15日

税/所得税予定納税額第1期分の納付 8月1日

税/5月決算法人の確定申告(法人税・消費

税等)、11月決算法人の中間申告 8月1日

国 税/8月、11月、2月決算法人の消費税の中間申告 (年3回の場合) 8月1日

地方税/固定資産税(都市計画税)第2期分の納付 市町村の条例で定める日

務/社会保険の報酬月額算定基礎届 7月11日

務/労働保険料(概算・確定)申告書の提出・

(全期・1期分)の納付 7月11日

務/障害者・高齢者雇用状況報告 7月15日

務/労働者死傷病報告(4月~6月分) 8月1日

倍なら賃貸人の取得認め

で 0 則により、 す。そして、 合意に基 は、 1 1 いわゆる契 やマンション **基づいて行われるも** 賃貸人・賃借人双いわゆる契約自由の 契約の際には、

じく どちらの して預 , 異 滞納があ なってきます 損傷があった場合の かを巡っ かるため、 負担 一で「原状 てトラブル が、 退 回 一去時 復 が

多い 金 0) 立が賃貸人に支払われることが般的に、賃料の他に敷金や礼 ようです。

況により、 をするの このうち敷 、賃借人に返還されるかるため、退去時の状傷があった場合の担保があった場合の担保があった場合の担保があった場合や建物に

発生することがよくあります。 金 一のうち退去時未返還 賃貸借契約時に支払 分 っつ

> を却下 した。 0 で却下する最大の支払いを求い 注目される判決ですので、 高裁判決がありまいめる賃借人の訴え

最高裁判決の概要

一ては、 退去時まっ 居なら うち一 常損 返還するとともに、 として を賃貸人 年 -未満 耗による原 八万円 小納家賃 取得 四〇万円 契約 0) 万 っでの 基 が の退 円 生となっ を 締 e V へや損 !を、二年未満の退!去なら四○万円の 経過 わゆる「敷引 賃貸人に 結 残額を賃借人に 時に 状 のうち二一万円 害金 た賃 回 年 敷引金 保 復 が 費 証 貸 支払 借契約 あ 用 金とし 応 では通 る に じ、 金 41 充



特約 は、 が規定されていました。 返還する残額から控 敷 引金 からでは なく、 除 する 賃 借

常、 て消 め、 九 理 人に二重の 費 賃 引 払に るものであ な特約 (用を負担させる特約(料に加えて通常損耗 万円 料に加えて通常損 金二一万円を控除 退 賃 った保証金四〇 費者 芸しましたが、入居時 借人は、 返還を求めていました。 通常損耗等の 、料に含ませるものなのに、 L 0) であり、 か返還されなかっ)条に ることから、 利 負担を負わせる不合 益 一年八カ月居 より無 を一方的に害す 補 万 信義則に反し 修費用: 角の L た残額 等の補 は、 効 がとし うちち 消 元は通 費者 賃 に住 借 修 支 後 敷

> 効とする、 利益を一方的に害するもの 使及び義務の履行は、 13 契約の条項 13 13 費者 費者 規定 =信義則)に反して消費者の誠実に行わなければならな 規定する基本原則 0) 0) 0) 義 権 適 という規定です。 で、 務 利 を加 を による場 民法第 制 重 限 する消費者 į (権利の) 信義に従 条二 または 比 行項 無

い限り、通常検討。まず、 用 のに、この特約は任 費用を負担 条により 務を加重する、 による場合に 判 決 で は、 通常 特 一する義立 約 賃借: 損耗 が無効 消費者契約 としました。 比 べ賃 務 等による 人 八賃借人の業任意規定の選択を負わない は特 か は特約のながどうかを 法 補 _ 義適い修 0

は L 結はこれを賃借人が明確の額が明示されており、 合意 いえないとしました。 その一方で、 心してい るので二 特約には敷引金 重負 確に認識 契約締 担

礼通 る た住 金等他 用 通 敷引特約は、 そして、「消費者契約である居 常 常損 引特約は、当該建物に生ず建物の賃貸借契約に付され 想 心定され 耗 等 時金 0) る 補 0) 修 一授受の 賃料 費用として の 有

消

:費者契約法一○条とは、

任

っ利に特て益反段 との て、 代益を一 比 Ē が て、消費者契約法一(血を一方的に害する) 及して消費者である? 一効となると解するの の事 そ 考えを示しました。 近 L が して大幅 傍 情 同 る場 等 0) ない 過 K 0) 低額 害するも 合 建 物 限 り、言いの人と K る 5 は ○条によ 賃 が相当 信義則 当 価 該 す 引 賃 ベ

通た、

契約

書

に

記

することは、

補明

修費用を巡る紛

常

争

防

止 損

の観 耗等

点 0) とは

いえない

としています。

を賃

発性人が

負

担

しても二重

成 額 涌

立

L 明 で

している

と見

て、

修

費 負

ま担用が担

が常

n

7

11

意

す

が

0)

負

大きく超えるものとはいえず、 費用として通常想定される額 《引金の額が通常損耗等のそのうえで本件につい の額が通常損耗等の補 ては を 修

また、

(九万六千円) の二倍弱また、経過年数に応じ

倍弱~三・五

かが借賃用 0 代借人は持 の額が妥 とはいえないとしています。 否 あ 借人は持っていないため、賃の額が妥当かどうかの情報をただし、通常損耗等の補修費 かが るがの一 方で、方的 ポイントになりました。 に不い 引金の額 个利になる場合いないため、賃担耗等の補修費

国土交通省がガイドライン

改訂し りません。 K. ガ平 成 1 ラインには - ドライ + ています。 年に、この防止のために ンを作成、その後、 法的 こな強制・ ただし、 力 ガ は あ 1

ことは

できず、

は、

者

一〇条に

より 特約

無

効

る

であ 消 の務加倍

も無

が高

.額に過ぎると評価する

巡

ŀ 土

ラブル

が多

いことから、

る国

交通

省

では、

原状

回

を

加え、礼金等の一時程度にとどまって

無いことなどから、敷引金、礼金等の一時金の支払義度にとどまっていることに

意価住、ると、 イドライ 原状 用 のに回 うち、 「復とは、 より発 ン 0) 注 ポ 意 賃借人の故に、賃借人の イント 借人 違 を

◎判決のポイント

一つて

ます。

ガ

うことはできな

11

ع

0)

含ませ

てそ 純等

0) 0)

口

を

図

収修

るは

の賃

が料

通

常

損

補

費

用

からも不合理なも が高 額 臣生

/ 参考 > ガイドラインに示された負担区分の目体例

| 〈参考〉ガイドラインに示された負担区分の具体例一覧 | | | | | | |
|---------------------------|--|--|--|--|--|--|
| | 貸主負担 | 借主負担 | | | | |
| 費用負担区分 | 年数が経って古くなった建物や設備、通常 の生活の中での自然な汚れや、次の入居者 のために行うリフォームや修繕は貸主負担。 | 借主が故意や不注意により付けた汚れや 傷の修繕は借主負担。負担する費用は割合 や範囲を考慮する。 | | | | |
| 床 (畳・カーペットなど) | ●畳の裏返し・表替え ●フローリングのワックスがけ ●家具の設置による床・カーペットのへこみ ●畳の変色・フローリングの色落ち | ●カーペットに飲み物等をこぼしたことによる シミ・カビ ●冷蔵庫下のサビを放置し床が汚損 ●引越作業で生じたひっかきキズ ●借主の不注意によるフローリングの色落ち ●キャスター付きイス等によるフローリングの キズ、ヘこみ | | | | |
| 壁·天上 (クロス) | ●タバコのヤニ (クリーニングで除去できる程度) ●テレビ・冷蔵庫等の後部壁面の黒ずみ (いわゆる電気やけ) ●壁に貼ったポスターや絵画の跡 ●壁等の画鋲・ピン等の穴 ●クロスの変色(日照によるもの) ●エアコン(借主所有)設置による壁のビス穴・跡 | ●台所の油汚れ ●結露を放置したため拡大したカビ・シミ ●クーラーから水漏れし借主が放置したため壁が腐食 ●壁等のクギ穴・ネジ穴 (下地ボードの張替が必要な程度のもの) ●天井に直接つけた照明器具の跡 | | | | |
| 建具 (ふすま・柱など) | ●網戸の張替え●地震で破損したガラス●網入りガラスの亀裂 | ●飼育ペットによる柱等のキズ | | | | |
| 設備・その他 | ●全体のハウスクリーニング ●消毒(台所・トイレ) ●浴槽・風呂釜等の取替え ●鍵の取替え ●設備機器の故障、使用不能(耐用年服到来のもの) | ●ガスコンロ置場・換気扇等の油汚れ・すす ●風呂・トイレ・洗面台の水あか、カビ等 ●日常の不適切な手入れ、もしくは通常の 使用方法以外の使い方をしたために生 じた設備の傷・故障 | | | | |

の人すなそ 使 負 る 使 0 発担ですが 用 用 他 による損 に通 ょ 常 る 0) 損 使 その 耗等 用 耗 年の要毀超 0 化、 用損え 、は賃 る ·繕費 費 通 賃 旧う

す。 す。 でが借 が また、 ないことを り 賃 É 料に 当 時 原 含 の状回れ 確 態 復 る どし に は 戻 次すこと 7 賃 7 借 e V 1 ま 人

(財)不動産適正取引推進機構の資料より

印鑑のいろいろ

個人で使う印鑑には「実印」「銀行印」 「みとめ印」があります。

実印とは、市区町村の役所に登録してあって、印鑑証明書を受けられる印鑑のこと。登録できるのは1人1本で法的な効力があると同時に契約者が「本人である」ことの証明になります。そのため、不動産購入の増加届、保険加入、遺産の相続といった動域を契約で使われます。万一紛失した時は、すぐに登録している役所に届け出ましたでできます。その上で改印届けることができます。その上で改印届けをといます。紛失した実印で行った契約はそのままで大丈夫です。

銀行印は、口座を開設する時に金融機関に届ける印鑑です。実印を使う人もいますが、紛失や盗難に遭った時のことを考えて別にすることをおすすめします。

みとめ印は暮らしの中で使うことが多い

のですが、捺印したことで印鑑の効力が発生することは頭に入れておきましょう。

現在「印鑑社会」になっているのは日本、中国、台湾、韓国の4ヶ国とされていますが、歴史を遡ると紀元前のメソポタミア地方にそのルーツがあると言われています。また、旧約聖書の中にも印鑑について言及されているそうで、その昔はヨーロッパでもサインより印鑑社会だったのかもしれません。日本での最古の印鑑はご存じ「漢倭奴国王」という金印で紀元前57年に中国・光武帝から贈られたものです。現在の制度になったのは、明治時代からです。

さて、日本のお札を見てみると、表には「総裁之印」、裏は「発券局長」の印影が押されています。しかも表面は「印てん」という京印章、裏面は「小てん」という東京風と書体を替えてあるのだそうです。

人生の大きな節目に使う実印。実印を持つということは、名実ともに社会人になるということかも知れません。

ジェネリック医薬

いェし同ががと 設年医認生け月薬め労 じ満 設 年 ネて てか開 すでに使いているため、同人ではしているがあるため、開発には巨いない。 床使い」、同は、 そ特額 じ成 されが品 の 許の 特 期 . 分 許 ジ 3 簡

ジてッと効やェいクがき添 やま がる せなた低 加んのだい分のかんなのかの 場ネる医あ 合も ij 物・主 か ッ が異なる場合があり、た発医薬品と全く見いうとそうではあれたいうとそうではあれたのでもます。 ックの方が改られど違う薬」。品は「先発医薬 る つまりジェミ 方が改 効 良 生じるこ 薬品と似 し だされて 巢に か ーネリ 1) 7 法

格安航空会社(LCC)

今、注目されているのが「格安航空会社」、いわゆるローコストキャリア(LCC)です。これまで格安で飛行機に乗ろうと思ったら「格安航空券」が主流でした。この2つ、一体どこが違うのでしょうか。「格安航空券」とは、航空会社が旅行会社に卸している割引料金の航空券のこと。旅行会社からのみ購入できるチケットです。

対して「格安航空会社」とは、効率化や経費削減により、安い運賃で旅客す。を提供する航空会社を言いまの省略事や飲み物といった機内サービスの省略または有料化、座席指定不可、予約はトレの有料化、立ち席の検討など徹底い料の有料化で、格安航空券よりも安い手現するという仕組みです。

日本にも、茨城・上海間4,000円の料金で話題になった春秋航空が参入し、今後も続々と就航する予定です。